

特集

2009年分所得税 確定申告の手引き

確定申告期にあたって

適正な診療報酬の実現と

納得できる医業税制の確立を



経税部長 冨本 昌之

今年も確定申告の時期がきました。自院の1年間の医療活動を振り返る時期でもあります。

ようでは、納税者は浮かばれません。政府税制調査会のスローガンは「公平、透明、納得」です。

業の公共性・公益性を考へながら医療経営も成り立たせなければなりません。

医療が提供できるように医療保険制度の抜本的な改善運動に取り組み続けています。

段階算経費率」が廃止され、地方税で診療報酬所得に事業税が課税されれば医療経営は壊滅的な打撃を受けます。

そもそも特措法上の取り扱いは、診療報酬が正当に評価されるまで、医療機関の経営困難を緩和するため導入された経緯があります。

事業税は保険診療所得に対し非課税措置が取られています。

医療経済実態調査の年間医療所得平均値(1335・5万円)から試算すると、これまで自費診療分所得を含め非課税であったものが、単純に約68万円増税となります。

協会・保団連が一貫して求めている消費税の増税負担の解消も一向に改善の兆しがなく、今年度は存続が決まりました。保険医療機関の特殊

10年度税制改正大綱を所得税中心に読む

みのり税理士法人 公認会計士・税理士 上野 精一

我が国の閉塞感と税制改革

人口減少と高齢化の同時進行・経済のグローバル化という環境下、我が国においては、格差の拡大・固定化とセーフティ

な改革を推進し、グローバル化に対応できるとともに、地域主権を確立するための税制を目指しています。

このままでは、密室で決められたが如く議論の過程が不透明で、国民が納得できるものとは言えません。

ゼロベースからの見直しを行い、租税特別措置法等の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、「租特

化し、政府の責任の下で税制改正の議論をするため、政治家から構成される「税制調査会」を政府

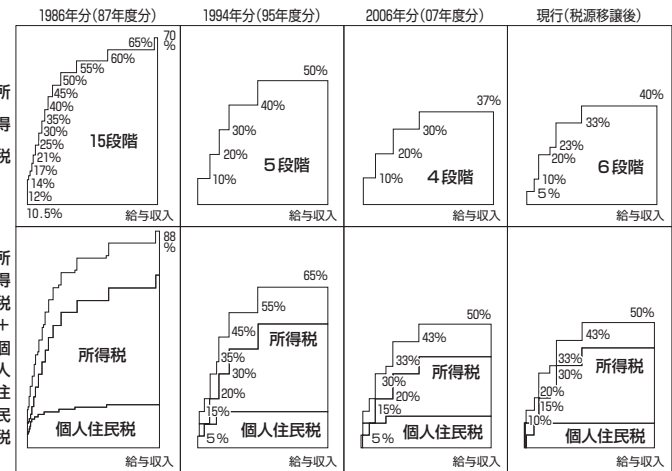
に新しく設置することにも、税制改正プロセスをインターネット動画等により透明化することとして

した。しかし、大型農業機械に使われる軽油の一種を免税とする措置に関して

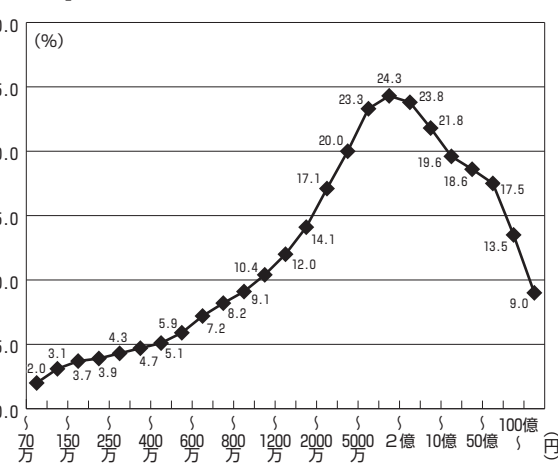
は、税制調査会が制度の抜本的見直しが必要としていたにもかかわらず、

農協の与党への陳情等により最終局面での調整で1年延長が決まったなど、真に「透明化」した

【資料1】 所得税の税率の推移 (イメージ図)



【資料2】 申告所得税の所得階級別負担率



出典：財務省「平成22年度税制改正大綱」より改変

給付付き税額控除・手当てへの転換、金融所得の一体課税等を推進することに向かっています。

個人所得課税の問題点と改革の方向性

現行所得税では10種類の所得金額を合算し、その

から基礎控除、配偶者控除などの所得控除を差し引いた課税所得に、超

過累進税率を適用して税額を算定する総合課税が原則です。

分課税で他の所得とは合算しませんし、株式譲渡益などは申告分離課税のため、確定申告はしま

すが他の所得と合算した超過累進課税の対象とはなりません。

確定申告の現状

確定申告は、所得が一定以上ある人や、所得が一定以上あるが、所得控除から税額控除

を受ける必要がある人、所得が一定以上あるが、所得控除から税額控除

を受ける必要がある人、所得が一定以上あるが、所得控除から税額控除

を受ける必要がある人、所得が一定以上あるが、所得控除から税額控除

を受ける必要がある人、所得が一定以上あるが、所得控除から税額控除

確定申告 個別相談会のご案内

期間 2月27日(土)～3月12日(金)

時間帯 ご相談者ごとに2時間 事前予約制です

①10時～ ②13時～ ③15時～

ご予約はお電話で協会(06-6568-7731)まで

※医療以外の所得(不動産、譲渡等)がある場合は、必ずお申し出ください。

会場 保険医会館3階会議室

担当 協会顧問税理士団

会費 基本2万円

※医療以外の所得や複数人数分のご相談には別途費用が生じます。

※持参していただく資料については電話予約時にお伝えします。